株式会社日本政策金融公庫による産業動物診療施設の整備を実施するために必要な資金の融 通に関する措置要綱

平成 5. 3. 30 5 畜 A 第 623号 農林水産事務次官依命通知 最終改正 平成30. 3. 30 29消安第6553号

第1 目的

本要綱は、獣医療法(平成4年法律第46号。以下「法」という。)に基づき、都道府 県知事の認定を受けた診療施設整備計画に従って診療施設の整備を実施するために必要な 資金を、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)から貸し付けることにより、 獣医療を提供する体制の整備を図り、畜産業の振興に資することを目的とする。

第2 貸付要件等

1 貸付けの相手方

次に掲げる者で、法第14条第1項の規定による都道府県知事の認定を受けた診療施 設整備計画(以下「認定計画」という。)に従って診療施設の整備を実施するものとす る。

(1)農業協同組合等

ア 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合及び農業共済組合連合会 イ 農業者又はアに掲げる者が、その構成員又はその資本金(基本財産を含む。以 下同じ。)につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め、又 は出資し若しくは拠出している法人その他の団体(農業者又はアに掲げる者がそ の構成員又はその資本金につき地方公共団体に係るものを含む全体の3分の1 以上を占めるものに限る。)

(2) 産業動物開業獣医師等

産業動物(牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る法第2条第1項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。)の診療の業務を行う法第3条に規定する開設者(法第7条に規定する往診診療者等を含み、(1)を除く。)

2 貸付金の使途

認定計画に従って実施する診療施設の整備であって、獣医療法第15条第1項の規定に基づき同項の資金を指定する件(平成4年9月1日大蔵省・農林水産省告示第8号。 以下「告示」という。)に掲げるものとする。

この場合、告示第3号に掲げる産業動物に係る獣医療に関する技術の高度化に際して 必要となる診療施設とは、検体成分自動分析機器、生体画像診断機器(心電心音診断機 器を含む。)、感染病免疫診断機器(形態学的診断機器及び培養機器を含む。)、理化 学的治療機器及び受精卵移植機器並びにこれらの機器の整備に伴い必要となる建物及び 診療用車両とするものとする。

3 貸付条件

公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。

4 貸付手続

- (1) 借入希望者は、借入申込に関する書類及び診療施設整備計画の認定書又は認定申請書の写しを公庫に提出するものとする。
- (2)公庫は、内容を審査の上、都道府県知事の認定がなされたことを確認して貸付けの諾否の決定を行い、借入申込者にその旨を通知するものとする。